

松山市斎場再整備・運営事業

用語の定義

令和6年4月16日

松山市

■用語の定義

あ 行	維持管理・運営期間	本施設等に係る本指定がその効力を生じた日の翌日から令和30年3月末日（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。
	維持管理企業	火葬炉を除く本施設に係る維持管理業務を担当する企業をいう。
	運営企業	火葬炉を除く本施設に係る運営業務を担当する企業をいう。
	運転	設備機器等を稼働させることをいう。
か 行	解体企業	現斎場の解体及び撤去を担当する企業をいう。
	火葬炉運転企業	火葬炉の運転業務及び火葬業務を担当する企業をいう。
	火葬炉企業	火葬炉を設計、製造、据付、工事監理及び維持管理を担当する企業をいう。
	仮契約	市とSPCが本事業実施にあたり締結する契約で、定例市議会の議決を経る前の契約をいう。
	監視	設備機器等の状況を監視すること及び制御することをいう。
	完成図書	本施設の竣工時の完成図書をいう。
	協力企業	入札参加表明者のうち、SPCへの出資を行わないが、本事業の実施に際して業務の一部を受託又は請け負うことを予定している者をいう。
	業務計画書	毎年度の維持管理業務及び運営業務の実施に先立ち市に提出する、業務区分ごとに実施体制、実施内容及び実施スケジュール等の必要な事項を記載した書類をいう。
	業務報告書	業務計画書に基づく維持管理業務及び運営業務の実施結果に関する「業務日報」、「月別業務報告書」及び「年度別業務報告書」をいう。
	空調設備	空気調和設備をいう。
	経年劣化	経年劣化とは、製品や資産が原材料の老化、使用による摩擦、気象条件や化学的影響などの外的要因に長期間さらされることにより、その機能性、安全性、外観などが時間の経過とともに自然に低下する現象をいう。この過程は不可逆的であり、通常の使用や適切な保守管理の範囲内で起こりうるものである。
	現斎場	現時点で供用中の火葬棟、斎場棟、待合棟等をいう。
	現斎場跡地	現斎場の敷地をいう。
	建設企業	火葬炉を除く建設工事を担当する企業をいう。
	建築工事	建設業法（昭和24年法律第100号、その後の改正を含む。）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事をいう。
	建築物	本事業において整備する本施設及び附帯設備のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含む。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
	建築附帯設備	建築物に附属する給排水・衛生・換気・冷暖房・電気配線・照明などの建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。
	公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号、その後の改正を含む。）第2条第2項に規定する建設工事をいう。
	公共施設	公共財として国や地方公共団体から提供される施設をいう。
	工事監理企業	火葬炉を除く工事監理業務を担当する企業をいう。
工事監理者	本工事に関し、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号、その後の改正を含む。）第2条第7項に規定する工事監理をする者をいう。	
更新	劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。	

	構成企業	入札参加表明者のうち、SPCに出資を予定しており、本事業の実施に際して業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。
	工程会議	事業者が工事の進捗状況を確認するために開催する会議をいう。
	光熱水費	電気、ガス及び水道に係る費用を総称していう。
さ 行	債務負担行為	契約等で発生する債務の負担を設定する行為をいう。予算の「内容の一部」として、議会の議決によって設定されるが、歳出予算には含まない。現実に現金支出が必要となった場合にあらためて歳出予算に計上（現年度化）する。
	市	松山市をいう。
	資格者名簿	「松山市競争入札参加有資格者名簿」をいう。
	事業者	本事業を実施する民間事業者をいう。
	実施方針	令和6年2月14日に公表した「松山市斎場再整備・運営事業 実施方針」及びその後公表した修正版をいう。
	指定管理者	地方自治法（昭和22年4月7日法律第67号、その後の改正を含む。）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、条例の規定に基づき、本施設等の維持管理業務及び運営業務にあたる者をいう。
	修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除く。
	新斎場	新たに整備する本施設の火葬・待合棟をいう。
	新斎場敷地	新たに造成工事を行った新斎場を整備する敷地をいう。
	設計企業	火葬炉を除く設計を担当する企業をいう。
	設計図書	要求水準書に基づき事業者が作成した基本設計図書、実施設計図書、及び本施設等のその他の設計に関する図書（特定事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）をいう。
	設計図書等	設計図書、工事完成図書その他本事業契約に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。
	選定審査会	松山市斎場再整備・運営事業に係る提案内容の審査を行う「松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会」をいう。
	総括責任者	維持管理・運営業務の全体を総合的に把握し、調整を行う事業者の管理責任者をいう。
造成工事	新斎場敷地の整備を目的に、令和7年度末までの実施を予定している「松山市斎場再整備に伴う造成工事」をいう。	
その他の企業	SPCの管理運営や出資等を担当する企業をいう。	
た 行	大規模改修	要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にもとめて行う大規模な修繕をいう。建築物の場合、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。設備の場合、機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいい、新斎場の外壁、屋上防水、空調設備、配管の全面的な更新がこれにあたる。火葬炉設備の場合、本体の入替えを行うことをいう。
	長期修繕計画	市による大規模改修の参考に供することを目的として、事業者が市のために作成する計画書をいう。
	直接協定	事業者による本事業の実施が困難となった場合などに、金融機関が本事業に対し一定の介入を可能とするための必要事項を規定した、市と金融機関との間で直接結ばれる協定をいう。

	提案書類	入札参加者が落札者決定手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他当該参加者が特定事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
	点検	建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
	特定事業	公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される事業をいう。
	特定事業契約	市とSPCが本事業実施にあたり締結する「松山市斎場再整備・運営事業契約」をいう。市とSPCは事業契約に関する仮契約を締結し、定例市議会の議決を経て本契約として成立する。
	特定事業の選定	PFI事業として実施することの妥当性を詳細に検討・評価し、PFI事業として実施することが適切であると認められる事業の実施を決定する行為をいう。
な 行	入札参加者	本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有し、入札参加資格審査を通過した者をいう。
	入札参加表明者	本事業への入札参加するため、参加表明書を提出した者をいう。
	入札説明書	市が本事業について行う入札公告において示す、入札に関する説明を記載した書類をいう。
	入札説明書等	「松山市斎場再整備・運営事業 入札説明書」のほか、要求水準書、落札者決定基準、支払方法説明書、モニタリング減額方法説明書、様式集、基本協定書(案)、特定事業契約書(案)等事業者の決定に係る資料(その後の訂正・変更を含む)をいう。
	入札日	令和6年9月20日に実施する提案書の受付及び入札価格の確認日をいう。
は 行	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象又は疫病のうち通常の見込まれる範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
	附帯施設	本施設に敷設する駐車場、構内通路、植栽、フェンス・門扉等をいう。
	法令等	法律・政令・省令・条例・規則・行政処分・通達・行政指導・ガイドライン・裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断・その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
	保守	本施設及び附帯施設の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
	補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態にまで回復させることをいう。
	保全	本施設及び附帯施設の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するように維持管理を行うことをいう。
	本事業	松山市斎場再整備・運営事業をいう。
	本施設	新たに整備する施設及び駐車場等を含む松山市斎場の施設及び設備等全体をいう。
ま 行	モニタリング	要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、本事業に係る各業務で行われる各種の調査及び確認をいう。
や 行	要求水準	本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。

ら 行	来場者	火葬参列等で本施設を利用する者をいう。
	来場者等	来場者、業務従事者、その他民間事業者等を含む、本施設に来場する全ての者をいう。
	落札者	選定審査会による選定結果を基に、市が特定事業契約を締結する相手方として定める者をいう。
英 数	PFI事業	PFI法に基づく事業をいう。
	PFI法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号 最終改正：令和4年12月16日法律第100号）」をいう。
	SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として松山市内に設立された特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。